



自分のマイナンバーを確認するには？

送付物は次のとおりです。確認してみましょう！

- 紙製の「通知カード」(世帯人数分)
- 「個人番号カード交付申請書」(世帯人数分)と送付用封筒
- 案内文書

「通知カード」が届かなかったら？



マイナンバーを記載した「通知カード」は、11月末ごろには皆さんのお手元に届く予定ですが、届いていない方は「市役所通知カード・個人番号カード専用問合せダイヤル」までお問い合わせください。

「個人番号カード」ってなんだろう？



マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。

交付を希望される方は

- ①「通知カード」と一緒に送付された「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し郵送して申請する方法
 - ②パソコン・スマートフォンなどによるWEBから申請する方法
- がありますので、①②いずれかで申請してください(初回の交付手数料は無料です)。

マイナンバーはどんな場面で使うのかな？

平成28年1月以降、順次、社会保障や税、災害対策の分野において、申請などの手続きを行うときに使います(法律で決められた事務以外は、マイナンバーを使うことはありません)。

なお、住民票の異動(転入・転居)、戸籍の変更(姓の変更など)を行う際も「通知カード」または「個人番号カード」に異動の記録を記載しますので、忘れずに窓口へ持参してください。



会社にはマイナンバーを知らせるの？

会社(事業者)は、行政機関などに提出する給与所得の源泉徴収票や社会保険の被保険者資格取得届などに従業員とその扶養家族のマイナンバーを記載する必要があります。収集方法などは各会社で異なりますので、詳しくは会社へお問い合わせください。

社会保障

災害税対策

そうなんだよ



マイナンバーの出前講座にて

げん太「ぼく、

どうしてマイナ

バー制度が始

まるのか教えて

ほしいです！」

市職員「理由は

ね、大きく3つ

あるんだよ」

おばあちゃん

「はて、なんだろうね？」

市職員「1つ目は、公平で公正な社会の実

現のためです。マイナンバーを導入するこ

とによって、皆さんの所得やほかの行政

サービスの受給状況を把握しやすくなる

ので、負担を不当に免れている人や、不正

受給を防止することができるんです。そし

て、本当に困っている方によりきめ細かな

支援を行えるようになります」

おじいちゃん「それはいいなあ！ほかに

は？」

市職員「2つ目は、皆さんの利便性を向上

するためです。行政手続にはどうしてもい

ろいろな書類が必要ですが、そうした添付

書類を減らしたり、手続きを簡素化する

ことで、結果的に皆さんの負担を軽くしま

す。また、行政が持つ自分の情報を確認で

きたり、行政機関からさまざまなサービスの

お知らせを受けることもできるようにな

りますよ」

おばあちゃん「それは助かるねえ」



もしも「通知カード」「個人番号カード」をなくしちゃったら？

「通知カード」を紛失した場合は「市役所通知カード・個人番号カード専用問合せダイヤル」へ、「個人番号カード」の場合は「個人番号カードコールセンター」へ連絡してください。

「通知カード」の再発行手数料は500円、「個人番号カード」は800円（電子証明書利用の場合は200円別途）がかかるんだよ～



もっと詳しく知りたい！
…という市民の皆さんへ



市職員が講師として出向き、マイナンバーの概要について説明します！
申込・問合せ
社会教育課 ☎72・3173
※講座内容は情報政策課
☎72・3159でご確認ください

マイナンバーに関する相談がしたい！

下記でご紹介する『「マイナンバー」相談案内』で相談ができます。



「個人番号カード」には、名前と住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などが表示され、身分証明書として利用できるよ！



「通知カード」の有効期限はないけど、「個人番号カード」は20歳未満は5年、20歳以上は10年の有効期限があるんだってね～

「住民基本台帳カード」(以下、「住基カード」という)の新規発行、既存の「住基カード」の更新は12/28(月)で終了となり、「住基カード」向け電子証明書の発行は12/22(火)で終了となります。ただし、現在お持ちの「住基カード」は有効期限まで使用することができます。



「マイナンバー」相談案内

●マイナンバー総合フリーダイヤル

平日 9時30分～22時
土日祝日 9時30分～17時30分
☎0120・95・0178

●個人番号カードコールセンター

平日 8時30分～22時
土日祝日 9時30分～17時30分
日本語 ☎0570・783・578
外国語 ☎0570・064・738
(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)

●市役所通知カード・個人番号カード専用問合せダイヤル

平日 8時45分～17時15分
☎0570・02・2040

●特定個人情報保護委員会

マイナンバーを含む個人情報の取扱いに関する苦情相談窓口
平日 9時30分～17時30分
☎03・6441・3452

市職員「3つ目は、行政の効率化のためです。マイナンバー制度によって行政機関や地方公共団体などの連携が進むと、情報の照合や転記、入力などにかかっていた時間や労力が大幅に軽減されます」
げん太「マイナンバーでみんなが公平に正しく税金を納めることと、役所の仕事がスムーズになって、ぼくたちが利用するときも便利になるんだね！」
市職員「ほかに分からないことがあったら、左の相談案内で聞いてみてね」